

御嵩町立及び可児市・御嵩町中学校組合立学校の教育職員に関する

業務量管理・健康確保措置実施計画

(令和8年度～令和11年度)

令和8年3月

御嵩町教育委員会

可児市・御嵩町中学校組合教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨、現状・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1) 計画の趣旨	
(2) 本町の現状	
①時間外在校等時間の月平均	
②時間外在校等時間の時間別割合	
2. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(1) 時間外在校等時間に関する目標	
(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標	
3. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・	5
(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し	
(2) 学校における措置の推進	
(3) 教育職員の健康および福祉の確保に関する取り組み	
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・・・・・	9～10
(1) 関連する既存計画・取組との整理（位置付けの明確化）	
(2) 教育委員会・学校における進捗管理	
(3) 客観データを用いたフォローアップ	

※在校等時間・・・「超勤4項目」以外の業務も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として、外形的に把握することができる時間

1. 本計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、御嵩町教育委員会が推進する「御嵩町教育・夢プラン（第5次改訂）」に掲げられた『教員の働き方改革・業務改善』の方向性をもとに、教職員一人ひとりの健康を守り、持続可能で質の高い教育活動を実現することを目的として策定するものである。近年、教員の業務は多岐にわたり、教育活動に加えて部活動指導、家庭・地域対応、ICT機器の活用や管理など、負担が増加する傾向にある。御嵩町ではこれらの状況を受け、部活動の地域展開や学校の留守番電話対応などを着実に進め、教員の勤務負担軽減と心身の健康保持を支える取り組みを進めてきた。これらの施策は、教員が本来の専門性を発揮し、教育活動により集中できる環境を整えるうえで重要な意義を持つ。一方、ICTの活用は教材研究や授業準備の効率化に寄与するが、その一方で、新たな技術習得の負担や管理業務の増加といった新しい課題も生じている。こうした状況に対応するため、町教育センターでは研修や業務改善支援を進め、ICT環境を効果的に活かしつつ、教員の負担増を防ぐためのサポート体制を強化している。

本計画では、これらの取り組みをさらに体系的に進め、

- 教職員の業務量を適切に把握・管理する仕組み
- 健康確保のための具体的な措置
- ICT活用と働き方改革の両立
- 学校・教育委員会・地域が役割分担して取り組む体制

を構築する。そして何より、本計画の最終的な目標は、教職員が心身ともに健康で、専門性を発揮しながら教育活動に集中できる環境を整えることにより、子どもたちの学びの質を高めることにある。教職員が無理なく働ける環境は、授業改善、児童生徒理解の深化、学級経営の安定などを通して、子どもたちへのよりよい教育につながる。御嵩町教育大綱の基本理念である「郷土を愛する心を育み、未来を創造する人間力の育成」に向けて、本計画に基づく業務量管理と健康確保のための取り組みを、学校・家庭・地域と連携しながら推進し、持続可能な教育環境の構築を図る。

(2) 本町の現状

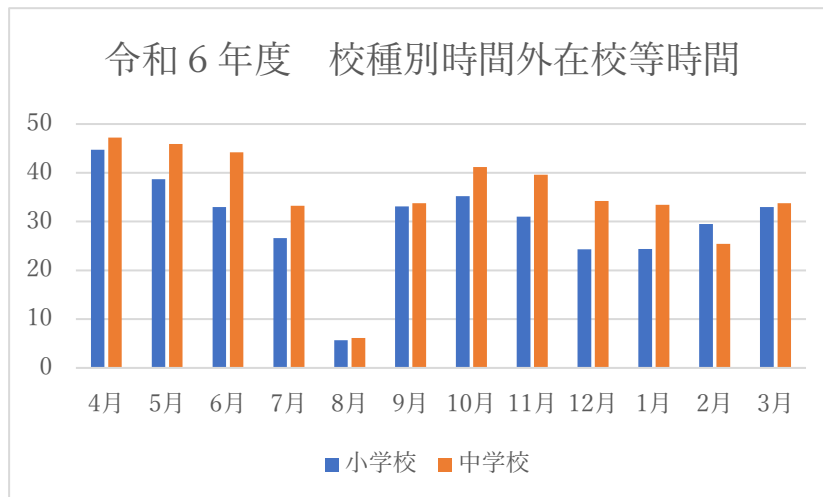
本町では、令和7年4月に、所管に属する学校の教育職員の在校時間の上限に関する方針として「御嵩町立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則」（以下「規則」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取り組みの結果、本町における教育職員の勤務時間外在校等時間の状況について、令和6年度及び令和7年度（4月～12月）は以下のとおりであった。

①時間外在校等時間の月平均

【令和6年度の時間外在校等時間の月平均】

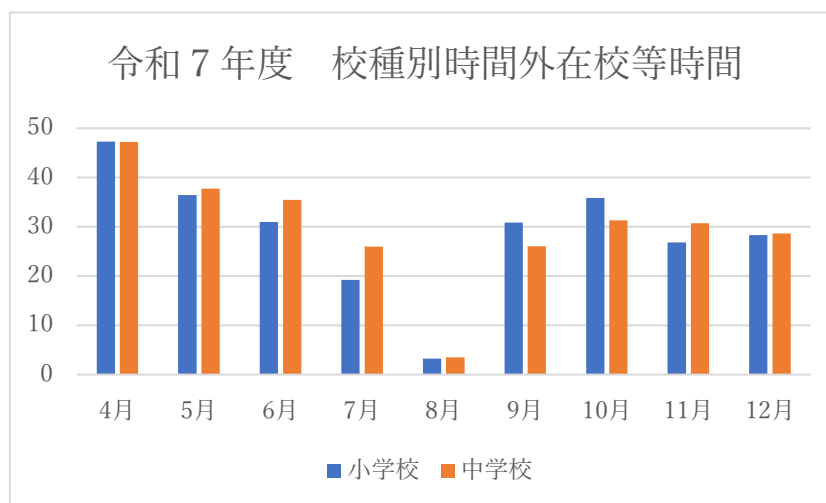
	小学校	中学校
時間外在校等時間（月平均）	29時間52分	35時間40分



- ・概ね、「御嵩町立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則」第2条にある、上限の範囲内の45時間以内に収まっている。
- ・令和6年度は、中学校の平日部活動が行われていたこともあり、中学校の方が小学校より時間外在校等時間が長い傾向にある。
- ・小中どちらも、年度初めの時期や行事の集中する時期に在校時間が長くなる傾向がある。

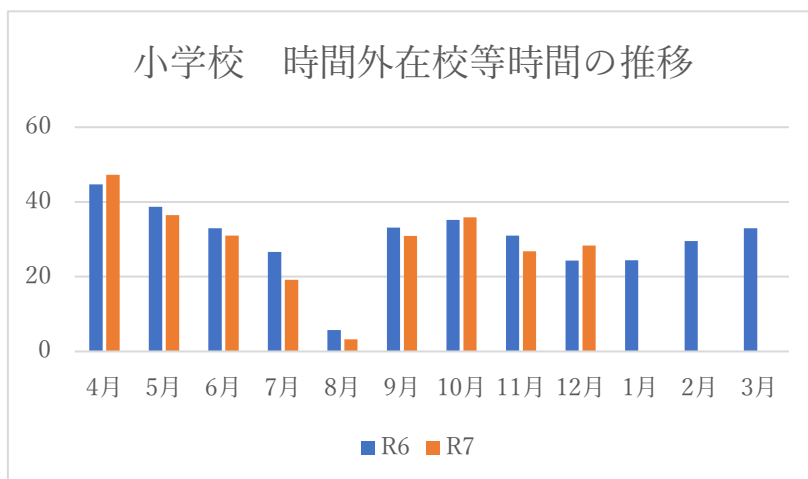
【令和7年度（4月～12月）の時間外在校等時間の月平均】

	小学校	中学校
時間外在校等時間（月平均）	28時間45分	29時間35分



- ・小中学校どちらも、時間外在校等時間の1箇月平均が30時間弱に収まっている。
- ・令和6年度と同じく、年度初めの時期や行事の集中する時期に、在校時間が長くなる傾向がある。

令和6年度と令和7年度の月別時間外在校等時間の推移は次のとおりである。



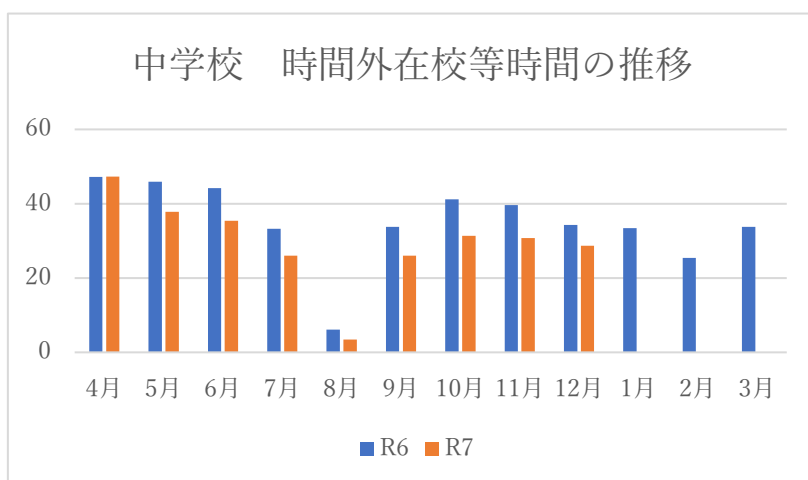
- ・小学校においては、令和7年度の各月の時間外在校等時間が、令和6年度に比べ、若干減少傾向にある。

R6 月平均

29時間52分

R7 月平均

28時間45分



- ・中学校においては、令和7年度の各月の時間外在校等時間が、令和6年度に比べ、大幅に減少している。

R6 月平均

35時間40分

R7 月平均

29時間35分

②時間外在校等時間の時間別割合

【令和6年度の時間外在校等時間の時間別割合】

	(ア) 時間外在校等時間が 45時間～80時間の職員の割合	(イ) 時間外在校等時間が 80時間以上の職員の割合
小学校	26%	0.6%
中学校	31%	5.5%

※割合は、(ア)ならびに(イ)に該当する教育職員の年間の該当者数を、校種ごとの年間の対象者数から算出した値である。

【令和7年度（4月～12月）の時間外在校等時間の時間別割合】

	(ア) 時間外在校等時間が 45時間～80時間の職員の割合	(イ) 時間外在校等時間が 80時間以上の職員の割合
小学校	20%	1.1%
中学校	19%	0.5%

時間外在校等時間が（ア）や（イ）にあたる職員の、主な業務内容は次の通りである。

(ア) の主な業務	(イ) の主な業務
・年度当初の準備に係る業務 ・授業参観等の準備 ・生徒指導対応（電話・懇談等） ・職員会等会議の資料作成 ・学期末の会計処理 ・就学時健診に向けた準備 ・校外研修や学校行事に向けた準備 ・不登校児童生徒への対応 ・成績処理、教育通信の作成 など	・年度当初の準備に係る業務 ・進路事務 ・成績処理 など

- ・令和7年度は令和6年度に比べ、小中学校のどちらも、時間外在校等時間が45時間から80時間の教育職員の割合が減少している。
- ・時間外在校等時間が80時間を超える教育職員は、特定の業務にあたっている教育職員に固定される傾向にある。
- ・教育職員の時間外在校等時間の要因となる業務は明確である。

これらのことより、本町の現状は次のように分析できる。

- ・本町教育職員の時間外在校等時間は、「規則」の範囲内にある。
- ・小学校と中学校の時間外在校等時間は、概ね同程度である。
- ・時間外在校等時間の要因となる主な業務について、可能な範囲で「業務の3分類」に基づいた見直しが必要である。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標を以下の通りとする。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ① 1年間における1ヶ月の時間外在校等時間の平均時間を25時間程度にする。
- ② 1ヶ月の時間外在校等時間が45時間を超える職員の割合を0%にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

①メンタルヘルス・働きがいチェックの、メンタルヘルス17項目の「いいえ」の割合を80%以上にする。(令和7年度調査 75.3%)

②メンタルヘルス・働きがいチェックの、働きがい7項目の「はい」の割合を、85%以上にする。(令和7年度調査 80.6%)

3. 計画の期間

本計画は、令和8年度を初年度とし、令和11年度までを対象期間とする。なお、本計画はこの計画期間内においても、制度の改正や学校を取り巻く社会情勢の変化等により、見直し変更する場合がある。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下(1)～(3)の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
・登下校時に日常的な見守り活動を行う「学校安全サポーター」を小学校区に配置したり、交通安全協会の役員や民生委員による登下校時の見守りを継続して行ったりすることで、教育職員の負担を軽減する。
②放課後から夜間などにおける校外の見守り、児童生徒が補導された時の対応
・放課後から夜間などにおける見回りについては、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わない。 ・補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことを、保護者や警察と認識共有する。
③学校徴収金の徴収・管理
・給食費は公会計だが、徴収事務は学校事務職員が手続きをしているため、事務職員の負担が軽減されるような体制を整えていく。
④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
・スマホのアプリを利用して、関係者間で連絡調整ができる仕組みを確立することで、教育職員の負担を軽減する。

⑤保護者からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
・学校に対する過剰な苦情や不正な要求に適切に対応できるよう、具体的な方法等を示した「学校に対する過剰な苦情や不当な要求への対応マニュアル（岐阜県教育委員会策定）」を周知する。 ・学校を取り巻く多様で複雑な課題に適切に対応できるよう、弁護士による法的助言を受けられる相談体制を整備している。（月に1回の予約相談、電話相談）

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

①調査・統計等への回答
・教育委員会に対応できるものについては、教育委員会で行っていく。学校でしか回答できない調査かどうかを選択し、学校への依頼数を減らしていく。修正依頼が入った場合は、学校への聞き取りをもとに可能な限り教育委員会に対応することで、各担当者の負担を軽減する。

②学校の広報資料・ウェブサイトの作成
・教育センター主導で各校のHPの管理を行い、学校が作成するHPを保護者向けに限定することで、教育職員の負担を軽減する。（一般向けは教育センターで管理）

③ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
・日常的な保守・管理は外部委託をしている。「学校→教育委員会→委託先」という流れが確立しているため、今後もスピード感をもって対応する。

④学校プールや体育館等の施設・設備の管理
・今後も学校外プール施設の活用を検討し、教育職員によるプール管理の負担を軽減する。

⑤校舎の開錠・施錠
・平日は現状通り、全教育職員による輪番等での開錠・施錠業務を行う。 ・休日の工事等における開錠・施錠は教育委員会担当者が行うことで教育職員の負担を軽減する。 ・地域クラブにおいて校舎を利用する際は、既存のセキュリティを一部解除して指導者等が開錠、施錠できるシステムを構築する。

⑥児童生徒の休み時間における安全への配慮
・町費補助教員による休み時間の児童生徒の見守りを行うことで、教育職員の負担を軽減する。

⑦校内清掃
・現状、教員と子どもたちによる清掃活動が主である。 ・町費用務員やスクール・サポート・スタッフによる校内の清掃日を設けることで、学校における清掃活動の頻度を見直し、教育職員の負担を軽減する。

⑧部活動
・本町においては、平日においても地域クラブ化しているため、放課後の部活動指導の業務はない。大会等の運営業務などの役割を継続して行っていく。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

①給食の時間における対応
・給食時間の指導が特定の教育職員のみには偏らないよう、町費補助教員による給食指導の支援を取り入れることで、教育職員の負担を軽減する。

②授業準備
・学習プリントや、全校児童生徒へ配布する資料等の印刷等を行う、スクール・サポート・スタッフを各学校に配置する。 ・教育職員が作成した教材や指導資料を効率的に共有できる仕組みを整備したり、「まなびぷらん」（小学校に導入）の教材の積極的な活用を促したりすることで、教育職員の負担を軽減する。

③学習評価や成績処理
・教員免許をもった町費補助教員を各学校に配置することで、簡単なテストの採点などを行うことができるようにし、教育職員の業務を補完し負担を軽減する。

④学校行事の準備・運営
・学校行事等で使用する資料を簡素化したり、準備・運営にあたっては、町費補助教員と連携して準備を行ったりすることで負担を軽減する。

⑤支援が必要な児童生徒・家庭への対応
・学校とつながりにくい家庭へ支援として、オアシス教室の職員による家庭訪問を実施することで、教育職員の負担を軽減する。 ・校内教育支援センターの利用ガイドラインの策定により、利用対象や手続、支援内容等が明確化され、教職員が個別に判断・調整を行う必要が減少した。その結果、業務の属人化が解消され、保護者や児童生徒への説明に伴う心理的負担や事務的負担が軽減する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

①校内体制の整備・マネジメント強化
・教職員の勤務状況や負担状況について、定期的に校内で共有・検討する場を設ける。 ・学年・分掌・校務分担の偏りについて、年度当初および中間で点検・見直しを行う。
②校務・教育活動の見直し
・行事、会議、校内文書、調査・報告業務について、精査・削減・簡素化を進める。 ・校内会議は回数・時間を適正化し、必要に応じて書面・オンライン化を進める。 ・教育課程を見直すことで、児童生徒の下校後の業務時間を生み出し、校務にあたる時間確保につなげる。
③ICT活用・業務の効率化
・校内の情報共有や連絡において ICT を活用しペーパーレス化・業務簡素化を進める。 ・校務支援システム等を活用し、成績処理・帳票作成の負担軽減を図る。 ・ICT 活用に不安のある教職員への校内支援・研修を実施する。 ・町内の会議をオンラインで実施することで、教育職員の業務時間を生み出し、学校を離れる時間の減少につなげる。
④外部対応・地域・保護者との役割整理
・保護者や地域からの要望・相談への対応について、校内で役割分担・対応方針を明確化する。 ・緊急性の低い連絡については、学校としての対応時間の考え方を共有する。 ・地域活動等への参加について、教育的意義・教育職員負担の観点から整理を行う。

(3) 教育職員の健康および福祉の確保に関する取り組み

教育職員の健康および福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

①健康状態の把握と早期対応
・勤務時間の記録結果等を活用し、健康状態や業務負担の状況を把握する。 ・長時間勤務が継続している教育職員について、管理職による状況確認や面談を行う。 ・心身の不調の兆しを早期に把握できるよう、日常的な声かけや相談体制の充実を図る。

②医師による面接指導等の実施
・一定時間（月80時間を超える勤務が3か月続くとき）を超えて勤務した教育職員に対し、医師による面接指導を適切に実施する。 ・面接指導の結果を踏まえ、業務内容の調整や軽減措置を講じる。 ・面接指導が円滑に行われるよう、教育委員会と学校が連携して対応する。
③メンタルヘルス対策の推進
・学期に1回（年3回）のメンタルヘルス・働きがいチェックを活用し、教育職員の心理的負担、働きがいの把握に努める。 ・教育職員が必要に応じて、産業医・医療機関・相談窓口につながる体制を整備する。
④安心して相談できる職場環境の整備
・教育職員が気軽に悩みや不安を相談できるよう、校内の相談体制を明確化する。 ・ハラスメント防止に向けた取組を推進し、安心して働ける職場環境づくりを進める。 ・相談内容が不利益な取扱いにつながらないように、プライバシーへの配慮を徹底する。
⑤休養確保・ワーク・ライフ・バランスの推進
・年次有給休暇について、計画的な取得を促進する。 ・長期休業期間や学校閉庁日を活用し、十分な休養の確保を図る。 ・育児、介護等と仕事の両立に配慮し、各種休暇・制度の利用促進に努める。 ・勤務終了時刻から次の勤務開始時刻までの一定時間（勤務間インターバル）の確保に配慮し、十分な休息時間の確保を図る。
⑥教育委員会と学校の連携
・教育委員会は、学校における健康確保の取組を把握し、必要な助言・支援を行う。 ・健康確保に関する課題について、教育委員会と学校が情報共有を行い改善につなげる。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

（1）関連する既存計画・取組との整理（位置付けの明確化）

本計画は、21世紀御嵩町教育・夢プラン（教育振興基本計画）、学校運営方針等と整合を図りながら推進していきます。また、国・県が示すガイドラインや通知を踏まえ、取組内容の見直し・充実を図っていきます。あわせて、教育職員の勤務状況や健康確保に関する取組について、町ホームページで情報公開を行い、透明性の確保と理解促進に努めます。

（２）教育委員会・学校における進捗管理

毎月の時間外在校等時間の状況、学期に１回のメンタルヘルス・働きがいチェックの結果について、教育委員会が把握します。時間外在校等時間については、集計・分析を行った上で、教育職員の状況が分かる形にして町ホームページで公開します。各学校は、業務量管理・健康確保に関する取組について、年度ごとに振り返りを行います。課題が見られる場合は、教育委員会と学校が協議し、改善を図っていきます。

（３）客観データを用いたフォローアップ

時間外在校等時間、年次有給休暇取得状況、面接指導の実施状況等の客観的データを活用します。また、メンタルヘルス・働きがいチェックの結果については、個人情報に十分配慮した上で全体傾向を把握・分析し、職場環境の改善や支援体制の充実、業務改善の検討に活用します。これらのデータをもとに、教育職員の勤務実態や健康状況の推移を継続的に分析し、施策の効果検証を行います。

（４）見直し・改善（PDCA サイクル）

本計画については、業務量管理・健康確保措置の実施状況や、その効果を定期的に点検し、PDCA サイクルに基づく継続的な見直し・改善を行います。具体的には、時間外在校等時間の推移や年次有給休暇の取得状況、メンタルヘルス・働きがいチェックの結果等の客観的データを「計画（Plan）」「実施（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」の各段階で活用します。

評価の結果、業務量や健康確保の面で課題が認められる場合には、教育委員会と学校が連携し、業務内容や実施体制、支援方策等の見直しを行い、必要に応じて取組内容を改善します。また、町ホームページでの情報公開を通じて、取組の状況や成果を広く共有し、関係者の理解と協力を得ながら、教育職員が安心して働き続けることのできる職場環境の実現を目指します。